

坂東市に建設コンサルタント業務等入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険等加入の要件化について

建設コンサルタント業務等の申請受付に際しては、申請日時点での社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の加入を要件とします。（ただし、適用除外を除く）

2 申請受付業種

測量、土木関係コンサルタント、建築関係コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント、不動産鑑定、土地家屋調査、司法書士、計量証明の9業種になります。

3 名簿の有効期間

令和11年3月31日まで（有効期間の始期については、「令和9・10年度建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請の手引き共通書類編4入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

4 名簿の公表

入札参加資格者名簿につきましては、閲覧（坂東市役所総務部管財課）により公表します。

5 名簿を共用する部局

- ①坂東市市長部局
- ②坂東市水道事業
- ③坂東市下水道事業
- ④坂東市教育委員会

6 個別書類について

個別書類はありません。

7 連絡先

坂東市役所 総務部管財課契約検査係

〒306-0692 茨城県坂東市岩井4365番地

TEL 0297-35-2121

E-mail: kanzai@city.bando.ibaraki.jp